千葉市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年１０月３１日

千葉市長　神　谷　俊　一

千葉市規則第５３号

千葉市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成４年千葉市規則第１０７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附　則 ３　条例附則第２項の規則で定める農業集落排水処理施設は、次に掲げるとおりとする。 （１）～（３）［略］ **（４）野呂農業集落排水処理施設** **（５）～（９）**	附　則 ３　条例附則第２項の規則で定める農業集落排水処理施設は、次に掲げるとおりとする。 （１）～（３）［略］ ［削る］ **（４）～（８）**

附　則

１　この規則は、令和７年１１月１日から施行する。

２　この規則による改正後の附則第３項の規定は、この規則の施行の日以後の農業集落排水処理施設の使用に係る使用料の算定について適用し、同日前の農業集落排水処理施設の使用に係る使用料の算定については、なお従前の例による。